

在ヒューストン日本国総領事館からのご案内

1 特殊詐欺事件への注意喚起

近年、特殊詐欺事件は増加傾向にあり、その手口もますます巧妙化、多様化しています。

警察庁の報告によれば、令和6年(2024年)の特殊詐欺の認知件数は20,987件で、前年と比較して1,949件(10.2%)増加しており、被害総額も721.5億円と、前年より269.0億円(59.4%)増加しています。被害者の多くは高齢者ですが、若年層がターゲットとなるケースも増加しており、特に、世界全土で急増しているSNSを悪用した投資詐欺(金融商品詐欺)やロマンス詐欺(恋愛詐欺)(以下(1)のエ及びオ参照)などが若年層で多く被害に遭うケースとして報告されています。これらの詐欺は非常に巧妙で、1件当たりの被害額が1,000万円を超えるなど、被害が高額になる場合が多いのが特徴です。

日本国内以上に特殊詐欺事件が多いと言われている米国に住んでいる在留邦人の皆様におかれましては、しっかりと手口を理解して、詐欺の被害から自分と周りの人を守りましょう。

警察庁HP

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagai/hurikomesagi_toukei2024.pdf

(1) 特殊詐欺の手口

詐欺の手口は年々巧妙化しており、ここで紹介する手口とは異なる詐欺の発生も考えられます。特殊詐欺被害の未然防止のためにも特殊詐欺について学び、特殊詐欺被害の未然防止に努めましょう。

ア オレオレ詐欺

親族(主に息子や孫)、警察官、弁護士を装い、事件や事故に対する示談金などを名目に金銭などをだまし取る(脅し取る)手口。

イ 還付金詐欺

市役所や年金機構などの職員を装い、「医療費の還付金があります」などと持ちかけ、ATMを操作させてお金を振り込ませる手口。

ウ キャッシュカード詐欺盗

警察官や銀行員を名乗り、「キャッシュカードが不正利用されています」と不安をあおり、カードをだまし取る手口。暗証番号を聞き出したり、カードをすり替えたりすることが多い。

エ 投資詐欺(金融商品詐欺)

「必ず儲かる投資がある」と持ちかけ、架空の投資話にお金を出させる手口。仮想通貨や未公開株などを利用するケースも多い。

オ ロマンス詐欺(恋愛詐欺)

SNSやマッチングアプリで親しくなり、恋愛感情を利用してお金を振り込ませる手口。「海外でトラブルに巻き込まれた」などの理由で金銭を要求するケースが多い。

(2) 被害に遭わないための対策

ア 知らない番号からの電話には注意

→電話に出る前に番号を確認し、不審な場合は出ない。

イ 家族間で合言葉を決める

→本人確認のため、家族だけが知っている合言葉を決めておく。

ウ ATMでの指示には従わない

→市役所や金融機関がATMの操作を指示することは絶対ない。

エ カードや暗証番号を教えない・渡さない

→警察や銀行がキャッシュカードを回収することはない。

オ 不審なメールやSMSのリンクをクリックしない

→公的機関や金融機関を装った詐欺サイトに誘導される可能性がある。

カ 周囲に相談する

→少しでも怪しいと感じたら、家族や警察に相談する。

2 パスポートの適切な管理のお願い

最近、パスポート(旅券)の紛失・盗難事例が散見されます。パスポートは、日本政府が、海外であなたが日本人であることと、あなたの氏名・生年月日などを証明する国際的身分証明書です。また、万一何かが起こったときに渡航先国政府に対してあなたに必要な保護と援助を与えるよう要請する重要な公文書です。「パスポートの入った鞆を車内に放置する」、「パスポートを郵送する」等は控え、パスポートを適切に管理いただくようお願いします。

なお、紛失したパスポートは、闇ルートを通じて国際的な犯罪組織等の手に渡り、偽変造され不法な出入国に使われたりするケースもあります。パスポートを紛失した場合には、警察署に届け出た上で、速やかに旅券紛失届を提出していただくようお願いします。

紛失届けのリンクは、以下のとおりです。

https://www.houston.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pp_funshitsu.html

3 在留届と「たびレジ」の登録のお願い

(1) 長期滞在必須の在留届

在留届を提出することにより、最新の安全情報等を受け取ることができます。また、在留届は、当館が現地に居住する邦人の方の情報を把握し、緊急事態が発生した際に迅速な援護・支援などを行うための不可欠なデータです。旅券法でも、海外に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する邦人の方には在留届の提出が義務付けられていますので(第16条)、まだ提出されていない方は、この機会に提出をお願いします。

在留届は、「在留届電子届出システム(ORRnet)」を通じて、いつでも届け出が可能です。

ORRnetのリンクは、以下のとおりです。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(2) 3か月未満の渡航者には「たびレジ」

旅行者や出張者など3か月未満の滞在者であれば、「たびレジ」に登録しておくことで、長期滞在者同様に、当地で重大な事件や大規模な事故・災害などが発生した場合、最新情報をタイムリーに受けることが可能になります。

「たびレジ」は、以下からいつでも登録可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(在ヒューストン日本国総領事館)

在ヒューストン日本国総領事館

(Consulate-General of Japan in Houston)

住所: 909 Fannin St., Suite 3000, Houston, TX 77010

電話番号: 713.652.2977 (代表)

